

太陽光発電施設の設置をお考えのかたへ

美里町内で全量売電を目的とする太陽光発電施設（建築物などに設置するものを除く）を設置する場合、「美里町太陽光発電施設の設置に関する要綱」の対象となります。町内の安全管理や周辺環境維持のため、関係法令の遵守や地域住民への配慮などをお願いします。

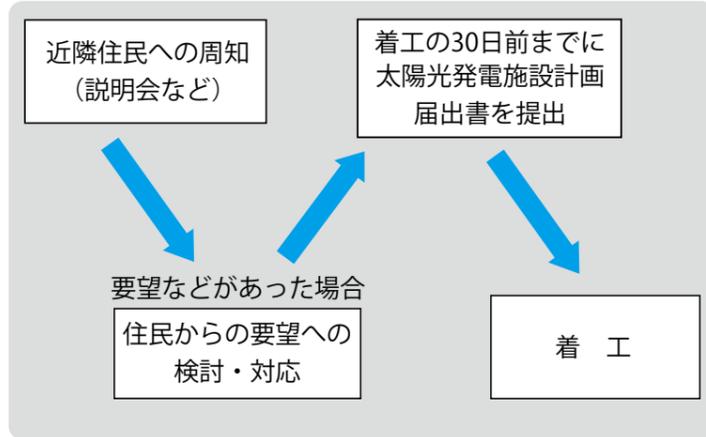


太陽光発電施設の設置をお考えのかたは建設水道課 建設環境係にご相談ください。

◇定額出力50kW以上の太陽光発電施設は着工の30日前までに太陽光発電施設設計画届出書の提出が必要です。提出の際は、近隣住民への説明会の結果や計画図など必要な資料を添付し届出てください。

※詳しい内容および様式のダウンロードについては、町ホームページをご確認ください。

■大規模発電施設の届出の手順



問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76-5134

家庭ごみ持ち込みの 料金設定が変わります



小山川クリーンセンターでは、児玉郡市内の家庭ごみのうち、収集所に出せないごみの持ち込みを100kgまで無料、100kg以上は10kgにつき40円として受け入れてきましたが、この持ち込み車両の増加が著しく、場内の混雑や事故発生の可能性、処理費用の負担の公平性などといった問題が大きくなってきました。

そこで、こうした問題を解消し、ごみ減量・資源化と合わせ、持ち込み制度を安全に継続していくため、「100kgまで無料」を改め、一律10kgにつき40円とする料金設定の変更を、平成31年4月1日より実施します。

将来の児玉郡市内の生活環境を守るためにも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年 3月31日まで

100kgまで無料
100kg超の場合、10kgにつき40円

平成31年 4月1日から

一律 **10kgにつき40円**

問合せ＝児玉郡市広域市町村圏組合・環境施設課 ☎22-8200

償却資産の申告は、1月31日(木)まで

申告期間：1月4日(金)～31日(木)

平成31年1月1日時点で美里町内に償却資産を所有しているかたは、申告書の提出をお願いします。

なお、1月1日時点で償却資産を所有していない場合でも、美里町内で事業を行っているかたは、資産がない旨の申告をお願いします。

償却資産とは…

個人や法人で工場や商店などを営んでいるかたが所有している、事業のために用いることができる機械、備品など（土地・家屋を除く）です。なお、近年設置されている太陽光発電設備も含まれます。

問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76-5131

太陽光パネルを設置し売電する場合申告が必要です

土地や家屋の屋根などに、発電出力10kW以上の太陽光パネルを設置して売電する場合は、原則売電事業となり、償却資産の申告が必要です。

ただし、家屋に一体の建材（屋根材など）として設置する場合は、固定資産税（家屋）として課税されるため、申告の必要はありません。



▶所有者および発電規模別の課税区分

所有者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人	経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、売電する場合は、売電事業用の資産となり、課税の対象です。	売電事業用の資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、工場などを営む個人事業主のかたが、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電の有無にかかわらず事業用の資産として課税の対象です。	
法人	事業の用に供している資産として、売電の有無にかかわらず課税の対象です。	

▶再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

次の条件をすべて満たす設備については、課税標準の特例の適用を受けることができます。

《特例内容》

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分について、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格が軽減されます。

《特例の適用を受けるための条件》

平成30年度税制改正により、対象となる設備の条件が追加となりました。

※提出書類については、税務係までお問い合わせください。

	①	② (平成28年度改正)	③ (平成30年度改正)	④ (平成30年度改正)
対象設備	経済産業省による「固定価格買取制度」の認定を受けて取得された太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業補助を受けて取得された自家消費型太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業補助を受けて取得された自家消費型太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業補助を受けて取得された自家消費型太陽光発電設備
発電出力	10kW以上	10kW以上	1,000kW未満	1,000kW以上
取得時期	平成24年5月29日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成30年4月1日～平成32年3月31日	平成30年4月1日～平成32年3月31日
特例割合	最初の3年度分 課税標準となるべき価格の3分の2	最初の3年度分 課税標準となるべき価格の3分の2	最初の3年度分 課税標準となるべき価格の3分の2	最初の3年度分 課税標準となるべき価格の4分の3

※前年に申告されたかたには、12月中に申告書を送付しています。初めて申告する場合など、お手元に申告書がない場合にはご連絡ください。

※申告書は町ホームページ（税金→様式ダウンロード）からダウンロードすることもできます。